

【このパンフレットに関する問い合わせ先】

龍谷大学 障がい学生支援室

<深草・大宮キャンパス>

電話番号：075-645-5685

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67 21号館1階（深草キャンパス）

〒600-8268 京都市下京区七条通大宮東入大工町125-1 西鬱1階（大宮キャンパス）

<瀬田キャンパス>

電話番号：077-544-7216

〒520-2194 大津市瀬田大江町横谷1-5 6号館1階

※開室日、開室時間等は変更する場合がありますので、
ウェブサイトで最新情報をご確認ください。

<https://www.ryukoku.ac.jp/support/index.php>

【発行責任者】龍谷大学障がい学生支援室

【発行年月】2024年4月

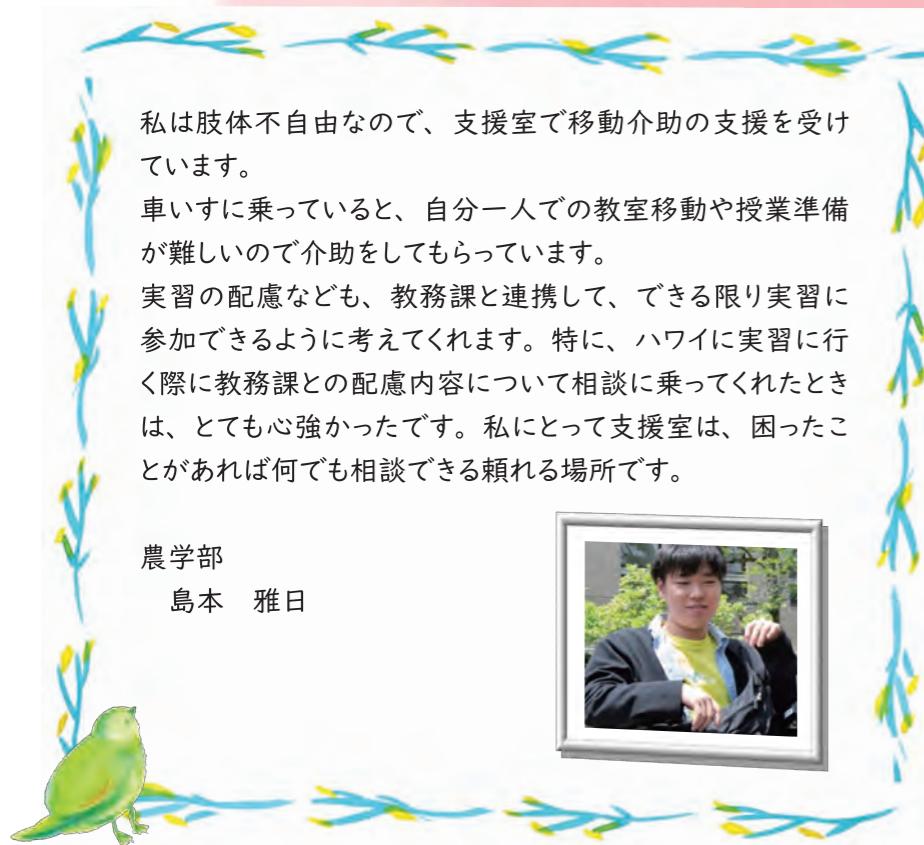
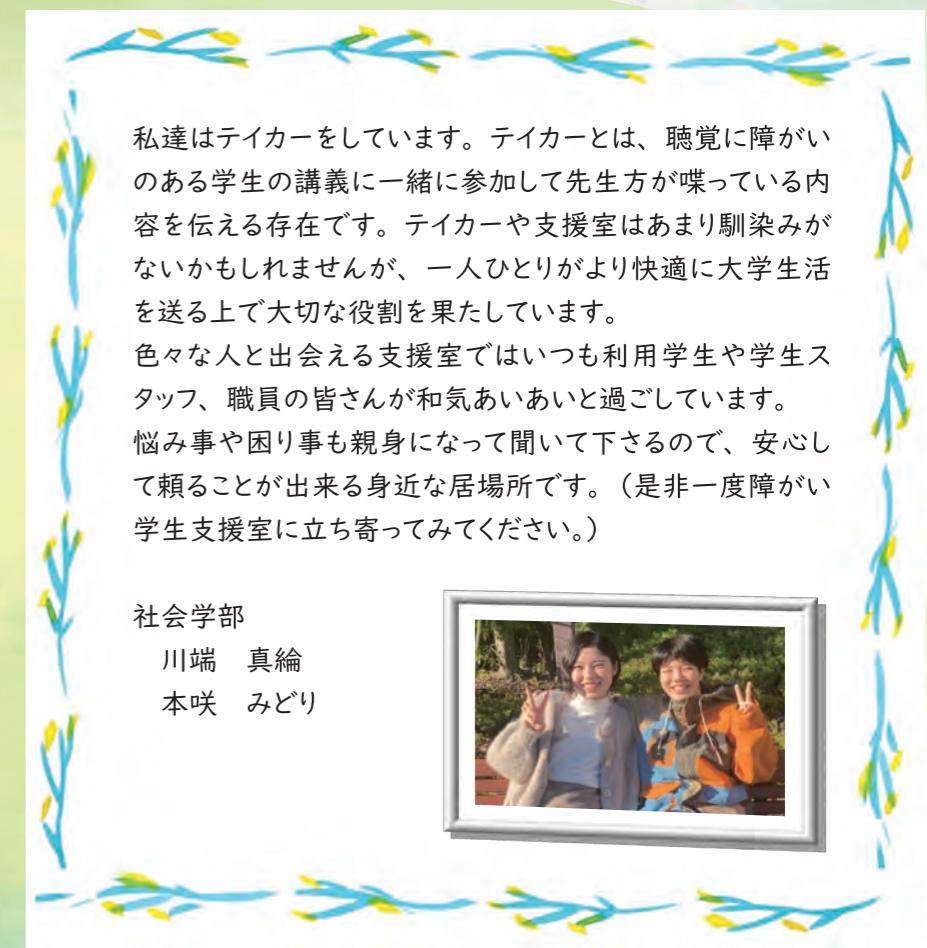
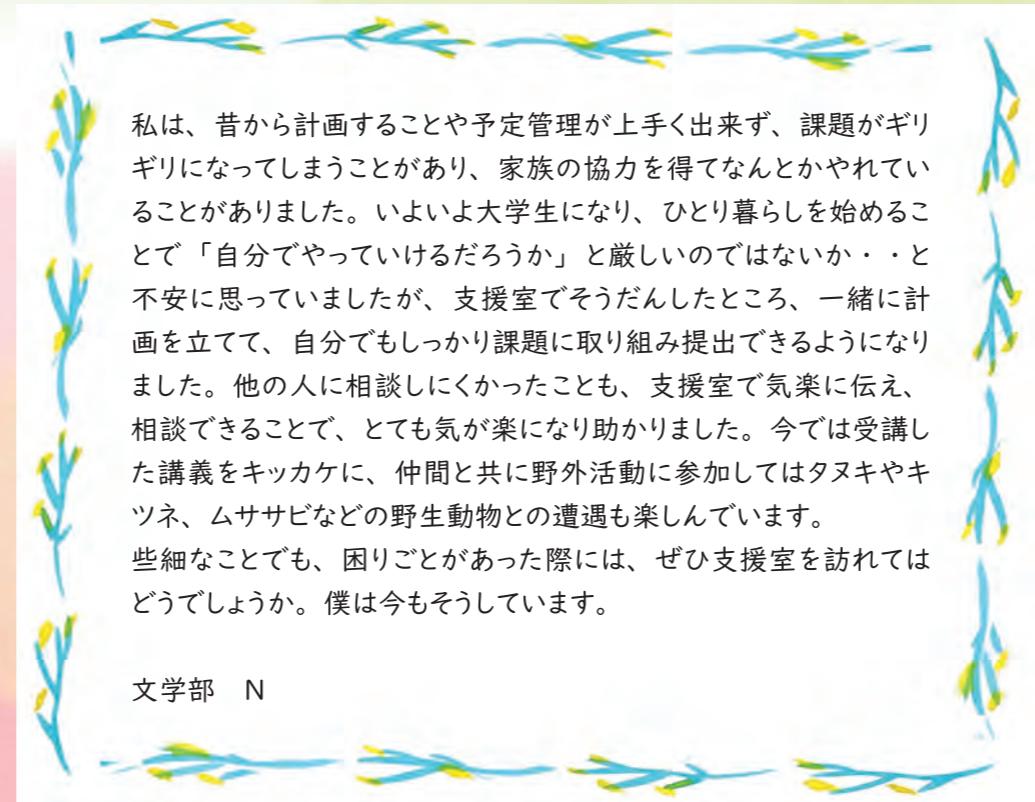
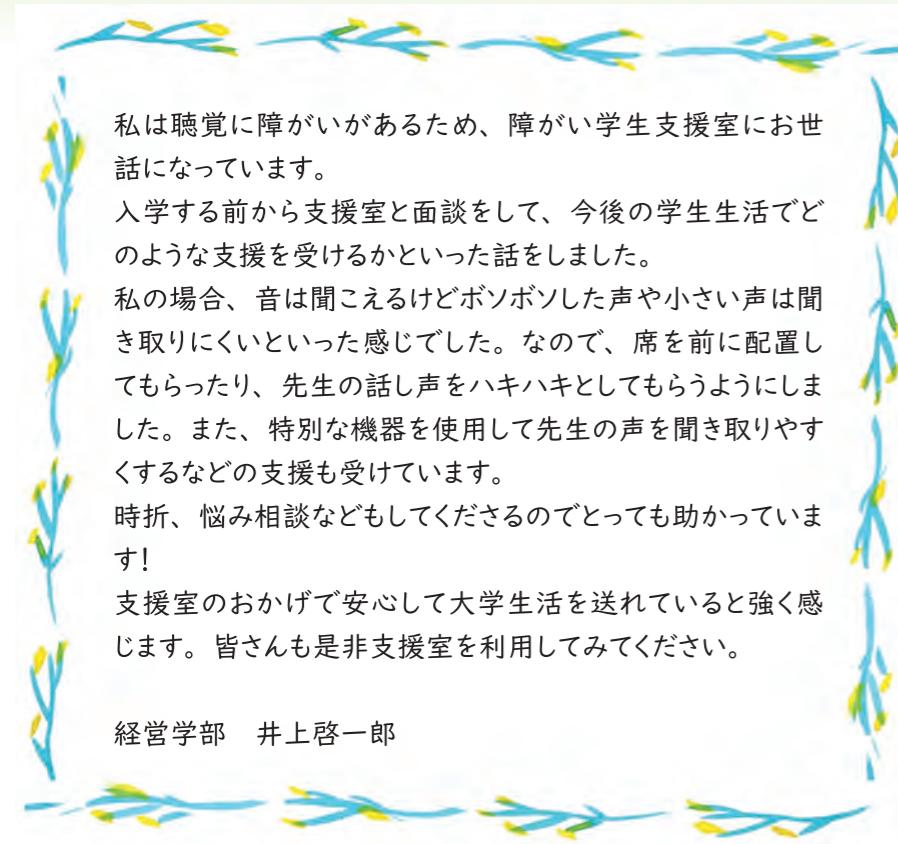
More Empathy More Equality

龍谷大学が行う障がい学生支援
案内パンフレット

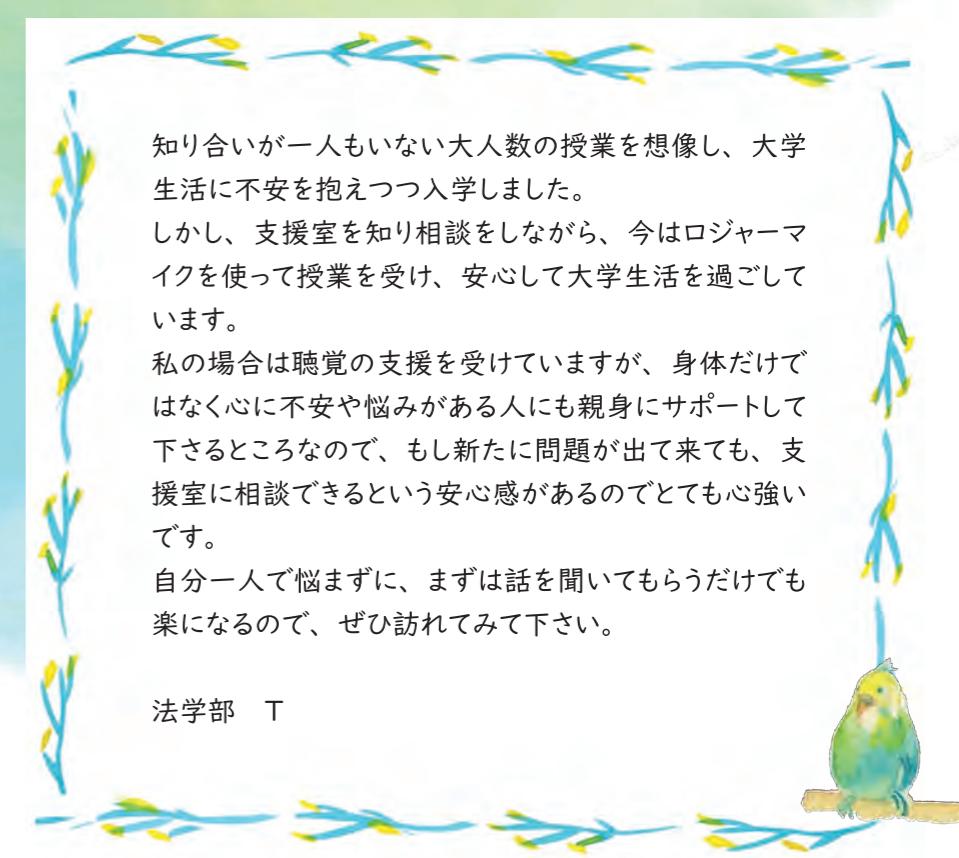
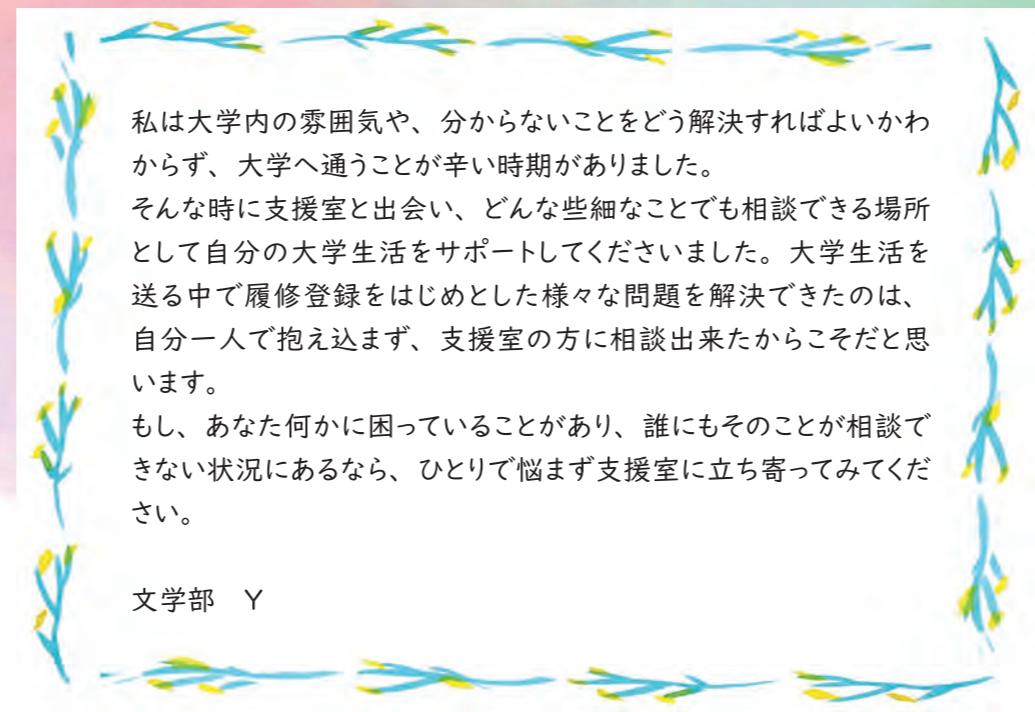
共に学ぶ、友と過ごす



学生からのメッセージ



ひとりで抱え込まないで



障がいの状況に対応する修学支援

具体的な支援のようす



視覚障がいのある学生に対する修学支援

- 教科書、参考図書、レジュメ等の点訳・墨訳・拡大・対面朗読
- 定期試験問題・答案の点訳・墨訳・拡大・対面朗読
(定期試験にかかるレポートおよび卒業論文の墨訳を含む) 等



肢体不自由の学生に対する修学支援

- 車椅子で使用可能な教室への配置
- 生活援助(介助者による大学構内での学生生活介助等)
(一定の要件が設定されています。)
- 教室の配慮



発達障がい・精神障がいのある学生に対する修学支援

- 学生の状態や困りごとに応じて協議のうえ合意した支援
(ノイズキャンセリングイヤホン・ヘッドフォンの装着許可等)



聴覚障がいのある学生に対する修学支援

- 授業援助(ノートテイク及びPCテイク)
- 映像文字起こし、字幕付け
- 各種機器貸与
PCテイク用ノートPC・テイク用ペン・用紙

内部障がい・病弱の学生に対する修学支援

- 受講時の配慮(教室の着席位置等)
- 駐車場の配慮

その他の障がいのある学生に対する修学支援

- 協議によって個別に対応します

学生たちの取り組み

共生のキャンパスづくり実行委員会

「異なる人間が共に学び、過ごすキャンパスを、より良い環境にしたい」と願う学生が実行委員会を組織し、共生のキャンパスづくりシンポジウムの企画・運営など、「共生のキャンパスづくり」をテーマとした活動を行っています。



読書会

好きな本やお勧めの本(小説・漫画・雑誌などなんでも構いません)を持参して、本の紹介を通して交流をしています。

聞くだけの参加も、途中での入退室も可能な緩やかな会なので、本好きの学生が気軽に集まっています。



ティーカー養成講座・手話カフェ

聴覚障がいのある学生の支援をしているティーカーがスキルアップのために行っている「ティーカー養成講座」や聴覚障がいのある学生が学生・教職員向けに手話をレクチャーする「手話カフェ」を行っています。



ティーカー養成講座

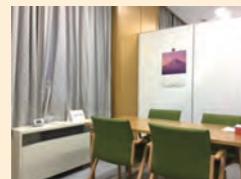
手話カフェ

障がい学生支援室について(詳しい場所等については裏面をご参照ください)

深草学舎



事務室



面談室



交流スペース

深草学舎の紹介

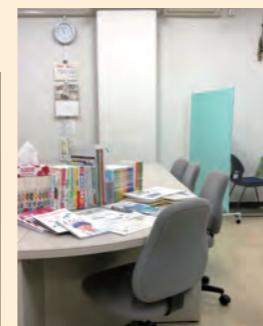
深草学舎21号館の1階に、障がい学生支援室があります。交流スペースは、開室時間内であればいつでも利用できます。学生達は、自習や休養など自由に過ごしています。

また、コーディネーターがいますので、相談のある時はいつでも気軽に相談できます。(時間を要する相談は予約制になっています)

大宮学舎



支援室入口



事務室



相談スペース

大宮学舎の紹介

大宮学舎西翼1階にあります。開室時間内に利用できます。自習や相談等、自由に過ごすことができます。

コーディネーターがいますので、相談のある時はいつでも気軽に相談できます。(時間を要する相談は予約制になっています)

瀬田学舎



6号館相談スペース



事務室

瀬田学舎の紹介

瀬田学舎6号館1階に、交流スペース・相談スペースがあります。面談したり、休養したりと自由に過ごしています。

コーディネーターがいますので、相談のある時はいつでも気軽に相談できます。(時間を要する相談は予約制になっています)

支援の対象・支援の範囲・支援の体制

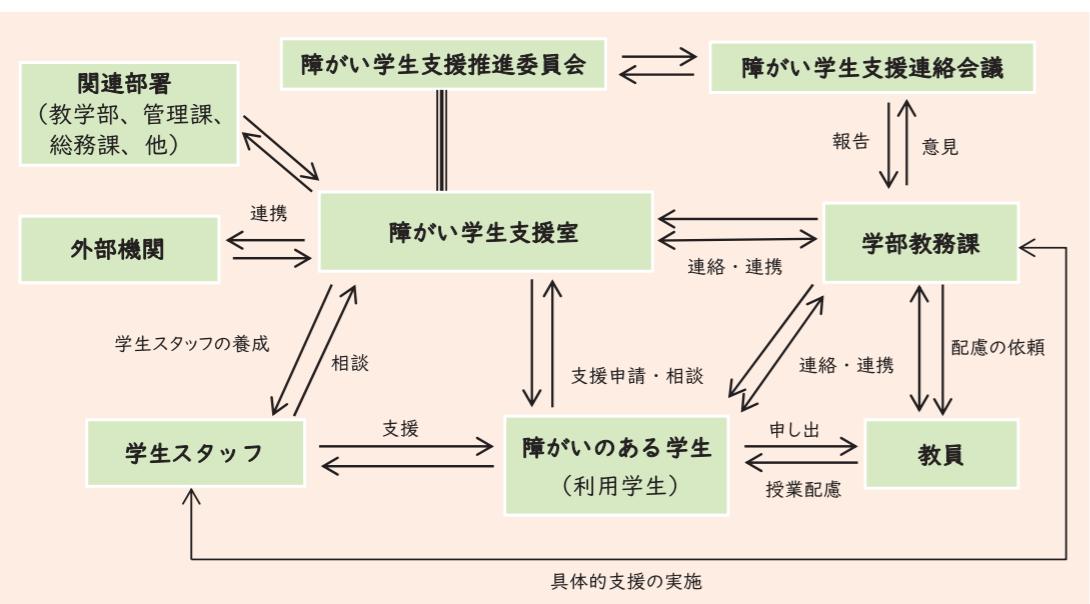
1. 支援の対象

- ・ 視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由などの身体障がい、知的障がい、発達障がい、精神障がい、その他の心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む）のある学生等、障がいの診断を受けている学生を対象とします。
- ・ 障がいの診断を受けていないが、それに類する状況によって支援を求めている学生や、継続的な支援が必要であると障がい学生支援推進委員会が認めた学生を対象とします。

2. 支援の範囲

- ・ 授業・課外授業、大学行事への参加等、教育に関する全ての事項とします。

3. 支援の体制



相談窓口

原則として支援は、本人の申し出により行います。

相談を必要とする方は、所属する学部の「教務課」または「障がい学生支援室」にお尋ねください。もちろん、龍谷大学のあらゆる部署や教職員も相談をお受けします。

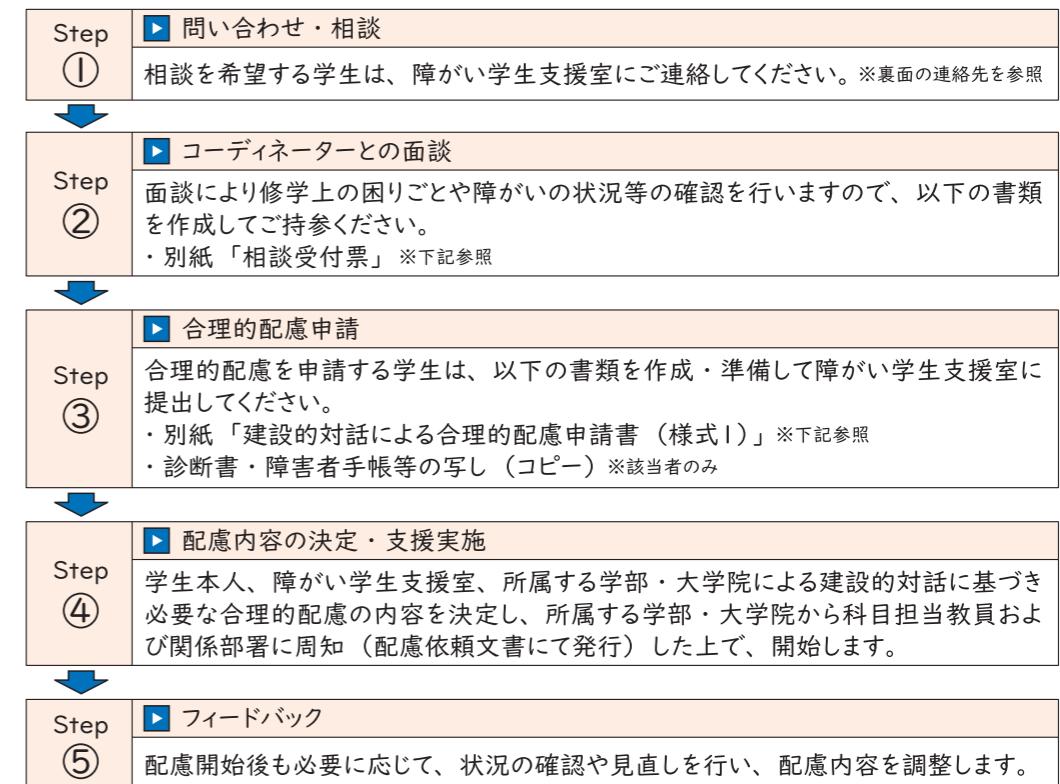
障がい学生支援室について

障がい学生支援室では、障がいのある学生の人権を支援の中心に据え、学生の状態を「学習面」のみならず、「健康面」「生活面」「社会活動面」等多面的に捉え、教職員や学外関係機関との協働による「対話型支援」を目指しています。

支援の内容

1. 修学支援（教務課や教員との連携により実施）
 - ・履修に関する相談・支援
 - ・授業における合理的配慮の提供に関する調整
 - ・ノートテイカーやサポーターの配置に関する調整 等
2. 学生生活等の支援
 - ・精神面や生活面の相談
 - ・障がいの特性の理解や受容に関する相談
3. キャリア形成・就職支援
4. 保護者等の支援

支援の流れ



※様式は以下の障がい学生支援室のホームページからダウンロードができます。
<https://www.ryukoku.ac.jp/support/student.html>